

「施設ケア」としての余暇活動支援に関する一考察**－「余暇」に関するアセスメント項目の提示－**

○ 東北福祉大学 氏名 佐藤 博彦 (会員番号 5895)

[キーワード] ケアプラン 余暇 介護老人福祉施設

1. 研究目的

平成12年4月に介護保険法（平成9年12・17法律123）が施行された。同法における「施設サービス計画書」作成ではケアマネジメント理論が導入され、作成時においては計画作成の根拠となる課題分析の実施が必須となった。

介護保険法における「サービス計画書」は、「高齢者入所施設（以下、施設）」では「施設サービス計画書（以下、ケアプラン）」が作成されている。そして、その特徴として、多くの施設におけるケアプランは、「身体介護中心」で作成されているという現状である。また、施設が「生活施設」と位置付けられるのであれば、「入所者」は施設では「生活者」と言える。「生活者」とするとすれば、作成されるケアプランは、「身体介護中心」の内容だけでは不十分であると言える。「生活施設」であれば、入所者にとっての「楽しみ」や「希望」、「生きがい」等を軽視してはならないと考える。従って、ケアプラン作成には、これらの項目のアセスメントを実施し、そしてニーズとして明確化されたならばそれらをケアプランへ取り入れることが、より充実した施設生活を送るためには必要であると考ええる。

以上を踏まえ本研究においては、現状の「身体介護中心」のケアプランにおいて、重要視されなければならない「余暇」を取り入れるためにはどのような方法が考えられるのか。取り入れるための方法を、既存のアセスメント様式を検証し、その結果を基に具体的アセスメント項目を設定することを目的としている。

なお、本稿における施設とは、老人福祉法に規定される「特別養護老人ホーム」および介護保険法に規定される「介護老人福祉施設」のことを指すものとする。

2. 研究の視点および方法

研究の視点 施設は、「生活施設」と言われている。「生活施設」であるならば、「施設での生活」は入所者にとっては「日常生活」と言える。在宅生活者と同様に「個人の余暇」が「生活施設」にも存在しているはずである。しかし現状では、介護保険法における施設給付費内には、余暇に対してのサービス提供自体が含まれていることから、余暇サービス提供に関しては、その内容等を含め、サービスを実施するか、しないかは施設の裁量となっている。施設生活においては、介護サービスだけが施設のサービスではなく余暇の充実を図ることも重要な役割と考えられる。従って、どの様にすれば介護中心のケアプランに「余暇」を取り入れることが可能となるのか。その方法の確立の必要性の確認、そしてその結果に基づく具体的アセスメント項目の提示をすることが本研究の視点である。

研究の方法 (1)「ケアマネジメント実践記録様式」から、「余暇」に関するアセスメント項目を抽出し、「余暇」に関して十分なニーズ把握が可能であるのかを確認する。

(2) 国際生活機能分類 (以下、ICF) (「活動と参加 9 コミュニティライフ・社会生活・市民生活 d920 レクリエーションとレジャー」の項目を取り上げ、「ケアマネジメント実践記録様式」のアセスメント項目と比較し、不足しているアセスメント項目を提示する。比較する項目は、①遊び (d9200) ②スポーツ (d9201) ③芸術と文化 (d9202) ④工芸 (d9203) ⑤趣味 (d9204) ⑥社交 (d9205) ⑦その他の特定のレクリエーションとレジャー (d9208) ⑧詳細不明のレクリエーションとレジャー (d9209) の8項目とする。

(3) (2) の結果と基に、具体的アセスメント項目を設定する。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の倫理指針に基づき研究を行なった。

4. 研究結果

ケアプランの作成については、措置時代からそして現在に至っても、アセスメント項目は、「介護中心」の内容である。従ってその結果を基に作成されるケアプランも必然的に「介護中心」の内容になるということが確認された。

また、「ケアマネジメント実践記録様式」のアセスメント項目については、「余暇」に関しての項目は2項目であった。ICFの8項目と比較することによって、不足部分を明確化することができた。ICFの基準からもアセスメント項目が十分ではないことが確認された。また、その結果を基に不足するアセスメント項目を検討し、設定することができた。入所者の施設生活を充実させるためには、十分なる「余暇」に関してのアセスメント項目の設定が必要であるということが確認された。

5. 考察

現行のアセスメント・シートは「余暇」に関するアセスメント項目が極端に少ないという現状にある。入所者の施設生活を充実させるためには、あらためて「余暇」に関する十分なるアセスメントの実施とその結果に基づいたサービス提供が必須であると考ええる。今回は、ICFを基準に既存のアセスメント・シートを検証し、その結果に基づいて改めてアセスメント項目を提示してみた。

今後の計画としては、提示したアセスメント項目をシート化し、実践者である社会福祉士 (レジデンシャル・ソーシャルワーカー) に使用していただき、その有効性を確認するとともに「余暇支援計画書」の作成を試みたい。

- 参考文献 1) 障害者福祉研究会編集『ICF 国際生活機能分類 ―国際障害分類改訂版―』中央法規出版, 2008 年
- 2) 社団法人 日本社会福祉士会編集『改訂 ケアマネジメント実践記録様式 Q&A』中央法規出版, 2007 年